

(地域防災課)

令和7年度 交通安全施設等の要望について

1 交通安全施設とは

要 望 先	種 別		提出の流れ
長 泉 町 (地域防災課)	□ 道路反射鏡（カーブミラー）		町長宛の申請書を作成 ↓ 地域防災課に提出 ↓ 町道路管理者と協議し実施
	町道	□ 道路標識・看板（規制のないもの） 例：通学路案内、注意、スピード落とせ等 □ 路面標示（規制のないもの） 例：通学路案内、注意、スピード落とせ等	
静 岡 県 道路管理者 (沼津土木事務所)	県道	□ 道路区画線等（規制のないもの） 例：路側帯、グリーンベルト等	町長宛の申請書を作成 ↓ 地域防災課に提出 ↓ 町から県道路管理者（沼津土木事務所）に要望
静岡県公安委員会 裾野警察署 (交通規制課)	□ 道路標識（規制のあるもの） 例：駐車禁止、通行禁止、止まれ等 □ 道路標示（規制のあるもの） 例：速度制限 通行止、一時停止線、横断歩道等 □ 交通信号機 例：押しボタン式、一灯点滅式、感應式等		町長宛の申請書を作成 ↓ 地域防災課に提出 ↓ 町から裾野警察署に要望

2 工事申請箇所

対象となるのは、長泉町内の交通安全施設等の設置及び修繕に限ります。

3 申請箇所の検討・決定

各区から提出された申請箇所を取りまとめ、現地調査を行った後、緊急性・公共性等を考慮し施工箇所を決定します。回答につきましては、令和6年12月中旬頃、区長様宛に通知を発送する予定です。

新年度（令和7年度）の区長様への引継ぎをお願いします。

4 申請方法

- (1) 要望箇所を確認し、「場所」、「申請の内容 ※どうしてほしいか」、「どのような状況か」を、記入例を参考に「区申請書（交通安全施設等）」を作成してください。
- (2) 令和6年8月30日(金)までに「区申請書（交通安全施設等）」及び「位置図、写真等」を地域防災課へ提出してください。

5 要望書の留意事項

- (1) 道路反射鏡（カーブミラー）など要望施設が民地に入る場合は、事前に地主の承諾をとってください。また、他の自治会の区域に設置しなければならない場合においては、該当する自治会（区長）と協議してください。
- (2) 交通安全施設の施工は、道路幅員等の理由により設置できない場合もあります。